

○筑北村空き家情報登録制度実施要綱

平成24年3月28日

告示第29号

(目的)

第1条 この要綱は、村内の空き家等を有効活用するための空き家情報登録制度の実施について必要な事項を定めることにより、定住人口の増加及び都市住民との交流促進を図り、もって地域の活性化及び景観保全を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内で個人が所有し、居住の用に供することができる家屋若しくは当該家屋の敷地又は建築されていた家屋が除去された後の土地のうち、所有者の居住の用に供する見込みのないものをいう。
- (2) 空き家バンク この要綱により、村内の空き家に関する売買、賃家又は貸地並びに村内への定住等を目的とする空き家の利用希望者についての情報の登録及び提供を行うことをいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権者で、売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンクへの登録の有無によって、空き家の取引を規制しようとするものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)及び「空き家バンク」登録カード(様式第2号)(以下「登録カード」という。)を村長に提出するものとする。(以下「登録申込み」という。)

- 2 村長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容について審査し、適切であると認めた上で「空き家バンク」登録台帳に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書(様式第3号)を当該申込者に通知するものとする。
- 4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる活用が適当と認めるものについては、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定により空き家バンク登録完了書の通知を受けた者（以下「登録所有者」という。）は、当該登録内容に変更が生じたときは、速やかに「空き家バンク」登録変更届書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に提出するものとする。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 村長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は「空き家バンク」登録取消し願い書（様式第5号）の提出があったときは、当該空き家バンク登録台帳から登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消し通知書（様式第6号）により登録所有者に通知するものとする。ただし、改めて登録申込を行なうことにより、再度登録を受けることを妨げない。

（利用希望者の登録の申込み）

第7条 空き家バンクによる空き家利用に関する登録を受けようとする者は、「空き家バンク」利用登録申込書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等について審査し、適切であると認めた上で空き家バンク利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書（様式第8号）により、当該申込者に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更が生じたときは、「空き家バンク」利用登録変更届書（様式第9号）を村長に提出するものとする。

（利用登録者の登録の取消し）

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書（様式第10号）を当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第5号に該当する場合は、改めて登録申込みを行うことにより再度登録を受けることを妨げない。

- (1) 第11条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 記載内容を偽るなど不正な行為により、空き家バンクを利用しようとしたとき。
- (4) 空き家バンク利用登録を取り消す届出がされたとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。
- (6) その他空き家バンクによる空き家利用が適当でないと認められるとき。

（情報提供）

第10条 村長は必要に応じて登録所有者又は利用登録者に対して、空き家バンク登録台帳及び空き家バンク利用登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

（空き家バンク利用の申請要件）

第11条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用登録者は、その利用において、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者であること。
- (2) 空き家に定住又は定期的に滞在して、筑北村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。
- (3) その他村長が適当と認めた者であること。

(空き家バンク利用の申込み及び通知)

第12条 空き家バンクを利用しようとする利用登録者は、「空き家バンク」利用申込書(様式第11号)及び誓約書(様式第12号)に必要な事項を記入し、村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たす者と認めたときは、当該希望物件の登録所有者及び当該登録所有者の代理又は媒介を行う者に対して、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録所有者又は登録所有者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者に利用の可否を回答し、村長へその回答内容を報告するものとする。

(登録所有者と利用登録者の交渉等)

第13条 村長は、登録所有者と利用登録者との空き家利用等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の保護)

第14条 第4条第2項及び第7条第2項の規定により登録された個人情報の取扱いについては、筑北村個人情報保護条例(平成17年筑北村条例第15号)に定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。